

令和4年山形村議会第2回定例会

議事日程（第3号）

令和4年6月15日（水曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 4請願第 1号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 議案第31号
- 日程第 4 議案第32号
- 日程第 5 議案第33号
- 日程第 6 議案第34号
- 日程第 7 議案第35号
- 日程第 8 議案第36号
《追加提案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 発議第 2号
- 日程第10 閉会中の所管の事務調査の申し出について
- 日程第11 議員派遣の件について
閉会宣告
-

出席議員（12名）

1番 小出敏裕君	2番 竹野入恒夫君
3番 百瀬昇一君	5番 小林幸司君
6番 福澤倫治君	7番 春日仁君
8番 大月民夫君	9番 三澤一男君

10番 上 條 倫 司 君

11番 大 池 俊 子 君

12番 新 居 禎 三 君

13番 百 瀬 章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君

副 村 長 赤羽孝之 君

教 育 長 根橋範男 君

総務課長兼
会計管理者 篠原雅彦 君

企 画 振 興
課 長 藤沢洋史 君

住 民 課 長 中川俊彦 君

保 健 福 祉
課 長 古畑佐登志 君

子 育 て
支 援 課 長 堤 岳志 君

産 業 振 興
課 長 村田鋭太 君

建 設 水 道
課 長 宮澤寛徳 君

教 育 次 長 小林好子 君

総 務 課
財 政 係 長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書 記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） 本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影、録音等をする場合は、事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回山形村議会定例会を再開します。

出席要求者の簗町税務課長から、欠席届が出ております。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議会会議規則第125条の規定により、3番、百瀬昇一議員、5番、小林幸司議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（百瀬 章君） これより議事に入ります。

日程第2、4請願第1号「えん罪被害者を一刻も早く救済するための再審制度の速やかな改正を求める請願書」について議題とします。

この件につきましては、所管の常任委員会に付託して、審査いただいておりますので、ここで当該常任委員長から審査結果の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 請願・陳情審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました陳情は、令和4年6月10日に開催いたしました委員会の結果、下記のとおり決定しましたので、山形村議会会議規則第94条第1項の規定により、報告いたします。

4請願第1号「えん罪被害者を一刻も早く救済するための再審制度の速やかな改正を求める請願書」、審査の結果、採択。措置として、内閣総理大臣、法務大臣に意見書の提出がよいということになりました。よろしくお願ひいたします。

○議長（百瀬 章君） 委員長の報告が終わりました。総務産業常任委員会では、本請願は採択されたということでありませう。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませうか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結し、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませうか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 討論もないようなので、以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての総務産業常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、4請願第1号「えん罪被害者を一刻も早く救済するための再審制度の速やかな改正を求める請願書」については、採択と決定しました。

◎議案第31号～議案第36号

○議長（百瀬 章君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第3、議案第31号から、日程第8、議案第36号までの既提出議案を一括議

題として、審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長(竹野入恒夫君) 総務産業常任委員会に付託されました、議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月10日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、山形村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第31号「令和4年度山形村一般会計補正予算(第2号)」の所管の款・項、議案第34号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」、議案第35号「令和4年度山形村水道事業会計補正予算(第1号)」、議案第36号「令和4年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(百瀬 章君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日 仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました、議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月13日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、山形村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第31号「令和4年度山形村一般会計補正予算(第2号)」の所管の款・項、議案第32号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、議案第33号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」の3議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(百瀬 章君) 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第3、議案第31号「令和4年度山形村一般会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないようですので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第32号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5、議案第33号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第34号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第35号「令和4年度山形村水道事業会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第36号「令和4年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。

(午後 1時48分)

○議長(百瀬 章君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 1時49分)

◎発議第2号

○議長(百瀬 章君) 日程第9、発議第2号「えん罪被害者を一刻も早く救済するための再審制度の速やかな改正を求める意見書」について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

(2番 竹野入恒夫君 登壇)

○2番(竹野入恒夫君) 発議第2号「えん罪被害者を一刻も早く救済するための再審制度の速やかな改正を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

再審は、誤った判断により、有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度です。個人の尊重を掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

原稿の再審法の規定は裁判所の裁量に委ねられている点が多いことから、その判断

の公平性や適性さが制度下に担保される仕組みとはなっていません。

また、再審手続において証拠開示についてはいまだに明文規定が存在せず、証拠開示の基準や手続が明確ではないため、再審請求人に対する手続保護を図り、証拠開示の制度化を行う必要があります。

このことから、次の3点について要望する意見書を提出するものです。

- 1、捜査段階で集めた全証拠の開示を制度化すること。
- 2、再審決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3、公正な再審手続を整備すること。

意見書の提出先は、内閣総理大臣及び法務大臣であります。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） 異議なしということで、討論を省略し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（百瀬 章君） 日程第10「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、山形村議会会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお事務調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長(百瀬 章君) 日程第11「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思いますか、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長(百瀬 章君) ここで、村長より閉会のあいさつがあります。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 第2回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月6日の開催以来、本日に至るまで10日間にわたり開催されてまいりました。

本定例会に上程いたしました報告1件、契約に関わる議案1件、補正予算案6件の合計8件の議案につきましては、それぞれ慎重にご審議をいただき、原案のとおりお認めをいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

一昨年の1月、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以来2年半が経過いたしますが、いまだ終息には至りません。

第6波のピークでありました2月1日の10万3,502人から高止まりしており

ました全国の新規感染者数も5月下旬以降、減少傾向が続いております

ワクチンの3回目の予防接種も順次進んでおり、アフターコロナに向けての動きも進んでまいりました。

6月10日には、外国人観光客の受入れが2年ぶりに再会されました。

観光立県を目指す長野県でもインバウンド誘致には積極的に取り組んでおりましたので、観光産業の復活に期待するところであります。

国政では、1月17日から開催されておりました通常国会は本日が最終日でありませぬ。

コロナウイルス対策に加え、ロシアのウクライナ侵攻とそれに伴う物価高騰への対応、低迷している賃金水準の改善などが争点となります。参議院議員の選挙が22日公示、7月10日投票の日程で予定されております。

村政では、コロナ対策は今後も優先課題ではありますが、人口減少対策や行財政改革などの重要課題にも積極的に取り組んでまいりと考えております。

本定例会の会期中に、議員の皆様から頂きましたご意見、提案などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきます。

本議会は、議会改選後の初めての定例会でございました。新体制となった山形村議会は、活力ある議会運営を目指し、議会改革に取り組むと伺っております。

村政の一翼を担う村議会の新たな試みに、村民の皆さんとともにご期待を申し上げます。

議員各位には、梅雨寒の季節でありますので、健康には十分ご留意の上、山形村の発展のため、ますますのご活躍をお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（百瀬 章君） 以上で、令和4年第2回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 1時59分）
